平成２９年（フ）第１２号
広島県尾道市向東町14703番地50　ファミリオＫ－１－201号
債務者　村上　　裕
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３９号
広島県三次市畠敷町730－１　メゾン藤102、住民票上の住所広島県庄原市上原町376番地５
債務者　吉川　知英
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１５４号
山口県下関市新椋野３丁目３番Ｒ３－306号市営新椋野住宅Ｒ３、前住所山口県下関市大字延行562番地１
債務者　木﨑　一男
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
愛媛県松山市畑寺３丁目１番４号
債務者　岩井れいこ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
愛媛県喜多郡内子町平岡甲1089番地
債務者　大田原　明
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第７号
愛媛県新居浜市七宝台町乙65番地の10、前住所愛媛県新居浜市星原町15番49号
債務者　大原　冬樹
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８号
福岡県宮若市磯光1258番地４　市営新成団地217号
債務者　近藤ひとみ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４号
福岡県八女市豊福123番地１　メゾン菊水15号
債務者　白谷　美加
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２９年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市武３丁目13番３号（福祐アパート202号）
債務者　福山　晴美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目218番地
債務者　中村　理恵
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９号
沖縄県浦添市宮城３丁目４番17－203号　サンイースト宮城
債務者　圖師　直美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０号
北海道小樽市稲穂１丁目８番15－603号　エッセンシア稲穂レジデンス、前住所北海道小樽市花園４丁目19番101号　アヴァンセ花園４丁目
債務者　齋藤　正子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５号
京都市東山区三条通白川橋東入五軒町113番地　ルモン白川橋306号室
債務者　牧野　元子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
京都府宇治市莵道谷下り45番地　府営三室戸団地１棟504号
債務者　鹿間　　敦
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
京都府木津川市州見台３丁目16番地１　ハニーパルＡ－102号
債務者　大村経営システム研究所こと　大村　裕作
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
徳島県名西郡石井町石井字石井1586番地１　ベルコート桜　Ｂ102号室、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１　曽我団地646号室
債務者　矢倉　桂子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部